

令和8年度 大型特殊自動車（農耕車限定）技能講習会開催要領

1. 目的

一定程度の大きさの作業機を装着して公道を走行するには大型特殊自動車の運転免許（農耕車限定可）の取得が法律で定められている。農業においても、トラクターやコンバインなどの大型農機の公道での運転に免許の取得が必要である。

県内の農業者に対し、安全に運転操作を行う技能講習を実施し、大型特殊自動車免許（農耕車限定）の取得を促進する。

2. 主催等

- (1) 主催：岡山県、J A全農岡山農機事務所、J A全農おかやま、J A岡山中央会
- (2) 協力：（一財）岡山県交通安全協会 岡山(円山)自動車学校

3. 講習会日程及び講習場所

(1) 第1回講習会

月日	時間・内容	場所（注1）
6月5日（金）	7：30～9：00 試験コース下見	岡山県運転免許センター
	10：00～12：00 オリエンテーション	岡山県農林水産総合センター 農業大学校
6月8日（月）	9：00～17：00 実技講習	岡山（円山）自動車学校
6月9日（火）	7：30 集合 免許試験	岡山県運転免許センター

(2) 第2回講習会

1日目：6月19日（金）、2日目：6月22日（月）、免許試験：6月23日（火）

(3) 第3回講習会

1日目：10月2日（金）、2日目：10月5日（月）、免許試験：10月6日（火）

※ 第2回、第3回講習会ともに時間、内容、場所は同じ。全ての講習会とも雨天決行とする

（注1）

- ・岡山県運転免許センター：岡山市北区御津中山 444-3
- ・岡山県農林水産総合センター農業大学校：赤磐市東窪田 157
- ・岡山（円山）自動車学校：岡山市中区円山 646

4. 受講対象者及び定員

(1) 受講要件

次の(ア)～(オ)をすべて満たすもの

- (ア) 普通自動車免許を取得している者
- (イ) 住民票及び運転免許証の住所が岡山県内にある者
- (ウ) 第1回・第2回・第3回のどの講習会になっても全日程に参加できる者
- (エ) 農業者であること
- (オ) 大型農業機械(トラクター等)の所有者または所有法人等の構成員・オペレーターであること(新規就農等のための機械取得見込み者も含む)

(2) 定員

各回とも10名とする。

5. 受講料(税込)30,000円《講習料・会場借上料等》

なお、別途、運転免許試験手数料(試験手数料2,800円+貸車料1,750円=合計4,550円)が必要となる。また、試験の合格した場合には運転免許交付手数料(免許証のみ:2,600円)が必要となる。

※運転免許交付手数料については、マイナンバーカード免許証のみの場合は1,500円、免許証とマイナンバー免許証の両方をご希望される場合には2,700円となるので注意が必要。

6. 受講申込手続き

受講希望者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、令和8年4月30日(木)【当日必着】までに、事務局に郵送または電子メールにて申込書を添付のうえ提出する。

《申込書提出先》：〒700-0826 岡山市北区磨屋町9番18号

J A岡山中央会 営農担い手対策部 大型特殊自動車運転技能講習会事務局 宛

メールアドレス：nt-support@co.oy-ja.or.jp

※以下のホームページからも開催要領・申込書のダウンロード可能。

・岡山県農林水産部農産課 HP

・J Aグループ岡山 HP：<http://www.okayama-chuoukai.or.jp/>

7. 受講者の決定及び通知方法

(1) 決定方法

受講申込書の書類審査(受講資格要件等確認)のうえ受講者を決定するものとし、受講者が定員数を超過した場合は、抽選を行う。

(2) 通知方法

5月中旬を目途に主催者から受講可否の通知を行う。受講可には受講回、受講料の振込口座及び振込期限等も併せて連絡する。

8.準備物

(1) 技能講習会時の準備物

運転免許証 運動靴 帽子（つば付き） 筆記用具（黒ボールペン） 免許試験用の写真（縦 3.0 cm×横 2.4 cm：胸から上）1 枚 眼鏡・補聴器（必要な場合） 講習会テキスト（事前に送付した資料）

(2) 免許試験時の準備物

運転免許証 運動靴 帽子（つば付き） 筆記用具（黒ボールペン）
 受験申請書類一式 免許試験手数料・貸車料（4,550 円）
 運転免許証交付手数料（免許証のみの場合 2,600 円） 眼鏡・補聴器（必要な場合）

9.留意事項

- (1) 理由を問わず講習を欠席した場合や免許試験に不合格（技能試験前の視力等の適性試験不合格を含む）となった場合でも受講料の返金はいたしません。
- (2) 講習回は、必ずしもご希望に沿えない場合もございます。
- (3) 講習受講中あるいは免許試験中のケガ、事故による損害などに対する補償等について、主催者は責任を一切負いません。
- (4) 本講習会は、乗降や走行の仕方、その他留意点など基本的な項目を確認するものであり、受講により必ず免許を取得できるというものではございません。技能試験に合格する必要があります。
- (5) 反社会的勢力は受講対象外です。また、講習会関係者への脅迫・妨害的な言動、暴力を用いた場合は、即刻退去のうえ、警察へ通報します。

10.問い合わせ先

J A 岡山中央会 営農担い手対策部 技能講習会事務局 TEL：086-232-2364

【時間】月～金 9：00～12：00、13：00～16：30（祝祭日を除く）

《参考》

【公道走行に大型特殊免許（農耕車限定を含む）が必要な場合】

トラクターに作業機を装着した状態で、

- ・全幅が 1.7m を超える
- ・全長が 4.7m を超える
- ・全高が 2m を超える

一つでも該当する場合、大型特殊免許（農耕車限定を含む）が必要となります。

以 上